

リン酸一水素マグネシウムに関する追加資料
(第 36 回専門調査会での審議に関する補足資料)

1. 提出資料「リン酸一水素マグネシウムの指定に向けた検討のための報告書」中の使用基準(案)については、「第六次改訂日本人の栄養所要量食事摂取基準(1999)」を参考に検討されたものと思われる。その後、「日本人の食品摂取基準 2005 年版」が出されていることから、その記述を参考に使用基準(案)について、小児の取り扱いも含めて再整理すること。

【回答】

前回の使用基準(案)は、リン酸三マグネシウムの指定の際の平成 15 年 6 月 27 日付け薬事食品衛生審議会食品衛生分科会毒性・添加物合同部会報告を参考にしたものです(参考文献 33)。また、「リン酸一水素マグネシウムの指定に向けた検討のための報告書」において、摂取量は、平成 15 年国民健康・栄養調査の結果を引用しております(参考文献 65)。

「日本人の食事摂取基準 2005 年版」においては、「第六次改訂日本人の栄養所要量食事摂取基準(1999)」で用いていた所要量ではなく、推奨量を用いていることを踏まえ、使用基準(案)を以下のように再整理いたしました。

上記 8 に記したように、リン酸一水素マグネシウムは食品添加物として適正に使用されるかぎり安全性の懸念は少ないので、特段の使用基準は設定する必要がないと考えられる。

しかしながら、1～6 才児においては推奨量に比べ 2 倍程度のマグネシウムを摂取している可能性が示唆されていることから、もっぱら乳幼児～小児が摂取する食品については、マグネシウム塩の添加は控えるよう指導することが適切である。

2. 我が国で既に使用が認められている食品添加物であるリン酸塩及びマグネシウム塩の摂取量、並びに自然に存在する食品からのリン及びマグネシウム摂取量について調査すること。

【回答】

食品添加物のマーケットバスケット方式による摂取量調査の結果を追加資料 1 (リン)、追加資料 2 (マグネシウム) として提出いたします。既に提出している資料を含め以下の表にまとめます。なお、マーケットバスケット調査におけるリン及びマグネシウムの摂取量は食品成分由来のものと添加物由来のものの合計です。

リンの摂取量 単位: mg/man/day

	男性	女性
食品全体からの摂取量(国民健康・栄養調査) *1	1100	952
食品全体からの摂取量(マーケットバスケット調査) *2	281.6	
添加物の摂取量(生産量調査) *3	36.68	

マグネシウムの摂取量 単位：mg/man/day

	男性	女性
食品全体からの摂取量（国民健康・栄養調査）*1	270	242
食品全体からの摂取量（マーケットバスケット調査）*4	333	
添加物の摂取量（生産量調査）*3	6.47	

*1 平成15年 国民健康・栄養調査結果の概要について（参考文献65）

*2 平成16年度 マーケットバスケット方式による酸化防止剤、防ばい剤、リン酸化合物、プロピレングリコールの摂取量調査（追加資料1）

*3 平成16年度 生産量統計を基にした食品添加物の摂取量の推定（参考文献66）

*4 食品添加物の一日摂取量の実態と傾向（追加資料2）

3. 当該食品添加物の使用が認められた際に想定される使用対象食品及び使用量について調査すること。

【回答】

食品を取り扱う事業者に対する調査は困難なため、日本添加物協会に問い合わせたところ追加資料3の通り資料が提供されました。対象食品や使用量の推定にあたっては、類似の食品添加物の使用例が参考にされております。なお、推定摂取量については、既に提出している「リン酸一水素マグネシウムの指定に向けた検討のための報告書」の追記のとおりです。

4. JECFAにおいて1982年に行われたリン酸塩の評価において、最大耐容一日摂取量（MTDI）を70mg/kg体重/日（リンとして）としている。その設定に至るまでの考え方について確認すること。

【回答】

JECFAにおける評価については、公表資料（参考文献10、24）以外の資料を確認することができませんでした。